別表十㊂付表１の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第66条の13（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の」を加え、同第11号中「「(4)のうち損金経理による金額　(5)」」を「「(5)のうち損金経理による金額　(6)」」に改め、同第111号中「「当期において取得した特定株式のうち期末に有するものの取得価額　(7)」」を「「当期において取得した特定株式のうち期末に有するものの取得価額　(8)」」に改め、「この号」の次に「及び次号」を加え、同号㈠中「第66条の13第１項第１号」を「第66条の13第２項第２号」に改め、同第六号中「「取得日から３年又は５年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額　⑳」」を「「取得日から３年又は５年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額　㉓」」に、「「特定株式の取得年月日　(3)」」を「「特定株式の取得年月日　(4)」」に改め、同号を同第七号とし、同第五号中「「要加算調整額　⑯」」を「「要加算調整額　⑲」」に、「第66条の13第15項」を「第66条の13第17項」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額　(9)」」を「「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額　⑩」」に改め、同号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

４　「同上の20％又は25％相当額　(9)」の欄は、「当期において取得した特定株式のうち期末に有するものの取得価額　(8)」の金額に係る特定株式が租税特別措置法第66条の13第１項第３号に掲げる株式に該当する場合には「又は25％」を消し、その他の場合には「20％又は」を消すこと。

別表十㊂付表11の表中

「

通　算　前　所　得　金　額 ((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十三)「９」＋「42の計」)－(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))

」を

「

通　算　前　所　得　金　額 ((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「47」－(別表十二(十三)「９」＋「42の計」)－(別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」))

」

に改め、同表の記載要領第１号中「おいて」の次に「租税特別措置法第66条の13第１項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表十㈣の記載要領第四号中「法人で」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表十１㈡の記載要領第11号⑹、別表十11㈣の記載要領第11号⑶及び別表十11㈥の記載要領第111号⑸を削る。

別表十11㈨の記載要領第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の５（保険会社等の異常危険準備金）」を削り、同第11号を削り、同第111号を同第11号とし、同第四号を同第111号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号を削る。

別表十11(十三)の記載要領第六号中「法人が」の次に「租税特別措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の」を加える。

別表十11(十四)を削り、別表十11(十五)を別表十11(十四)とし、別表十11(十六)を別表十11(十五)とし、別表十11(十七)を別表十11(十六)とし、別表十11(十八)を別表十11(十七)とし、同表の次に次の１表を加える。